

平成30年9月10日（月）

於・農林水産省7階 第3特別会議室

第185回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時30分 開会

○森田林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

7月27日付で林政課長を拝命しました森田と申します。本日、司会を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告いたします。本日は、委員20名中、17名の委員に御出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

また、林野庁の人事異動がございましたので、この場をおかりしてお知らせいたします。

7月27日付で、牧元林野庁長官、本郷林野庁次長、小坂国有林野部長、長野木材利用課長、橋計画課長、鳥海管理課長、関口業務課長、そして、私、林政課長を新たに拝命いたしておりますので、お手元の参考2、林野庁関係者名簿をごらんいただければというふうに存じます。

それでは、鮫島会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○鮫島会長 本日は、御多忙のところ御参集をいただき、まことにありがとうございます。

最初に、西日本での豪雨、それから台風、そして、北海道での大地震ということ、自然災害が続きました。お亡くなりになられた方には心から御冥福をお祈りいたしたいと思ひますし、また、被災者の方々にも心からお見舞いを申し上げたいと思ひます。

それでは、本日、初めに、末松事務次官から御挨拶をお願いしたいと存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○末松事務次官 皆さん、こんにちは。7月27日付で事務次官拝命した末松でございます。林政審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多用にもかかわらず出席賜り本当にありがとうございます。御案内のとおり、何人かの方、この場で昔議論させていただきましたが、4年間、関東農政局、農村振興局、経済産業省という部署で働かせていただきました。

それで、今、挨拶文用意していただいたのですが、最初の1行のところですね、「現在、我が国の森林の状況としては、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えており、今後はこの森林資源を循環利用し、林業の成長化を図っていく必要があります。」と、ここは4年前も同じ文言なのですが、その後、この4年間にいろいろなことがあって、私がいないうちにこんなことが進んだのかというのを改めて思っています。

新たな森林管理システムによって市町村を主体とした森林の集積・集約化を進めていく仕組

み、それから、何よりも昨年の税制改正大綱によって森林環境税、森林環境譲与税の創設が決定されました。また、国有林におけるいろいろな動き、こういうものはすごく画期的なことが動きつつあるというふうに思っています。

もとより、この10年間ぐらいを見ますと、日本の森林を活用する動きというのは着実な動きがあって、その歩みが速い、遅いという議論はあるかと思えますけれども、着実にいろんなことが進んでいるというふうに思っています。

しかし、行政がその中で十全な対応ができていくかというところ、まだまだ足りないところがあると思えます。ぜひ、いろんな御意見を伺って日本の森林がよくなっていくこと、そのために林野庁ができることについていろいろ御示唆をいただければというふうに思っています。

それから、今回の災害においても、やっぱり、自然の驚異というものを感じました。よく森林を整備すれば災害防止になると言いますが、それを越えた自然の驚異というのもあり、それに対しては、謙虚にまたその後でどういうことができるかというのを考えることが必要だと思います。

一方、きちんと森を整備していることによって、崩れなかったかわからないけれども助かっているという地域もいっぱいあるというふうに聞いております。できることをちゃんとやっていくということが、成長産業というか、産業の側面も大切ですが、国土の保全という面でも非常に大きな意義があるということを感じさせる事象が多く起きているというふうに思います。

今、林業、林政というのは転換点にあるとよく言われますが、それは、1つ、人の意識が変わりつつあることと、技術が変わりつつあるということだというふうに思っています。昔やろうと思ってもできなかったことが技術の進歩によってできるようになったと、これは非常に大きいと思えます。

あと、それから、森林行政、森林・林野行政においては、何よりも先輩方々が戦後からずっと植え続けたものが大きくなってきたということが非常に重要なことだと思います。

今、新しい政策を転換してという話をよくします。特に、この前2年間、経済産業省にいたときは新しい戦略をどうつくるかというのをいろいろ考えて、よし、これからはこれにやろう、これにかけようというのを議論していました。

ちなみに、経済産業省でこれから大切だということで、非常に大切だというのを議論して、その議論の結論というのは、これから、やっぱり、日本の食が大切だとか、日本のコンテンツが大切だというようなことがメインになってきています。

そういう意味では、いろいろ考えてみると、日本のよさをもう一度見直すということが大切だということになっているのですが、この政策を転換するという点でいくと、林野の政策というのは転換して効果が出るのが10年、20年、30年ということになります。今、我々がいろんな手を打っているのは、先輩方の行為の上に立っているということをよく感じて仕事をしていかなくちゃいけないというふうに思うとともに、我々が今やっていること、皆さんのいろいろ御意見とか御示唆に基づいて我々が実行していくということは10年、20年、30年、ひょっとして100年後のためにどうなるか、ためになるようなことをしていくということが非常に大切だというふうに最近また痛感しているところでございます。

本日の議題においても、委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りつつ、現在の取組、また、新たな取組をどうしていくかという事の御意見を伺って進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。本日はよろしく申し上げます。

○鮫島会長 大変示唆に富む御挨拶いただきまして、どうもありがとうございました。

末松事務次官におかれましては、公務のため、ここで御退席になります。どうもありがとうございました。

それでは、議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。

本日の審議事項は、まず、4月13日に開催された前々回の審議会で農林水産大臣から諮問を受けた全国森林計画の策定について、パブリックコメントの結果を踏まえて審議を行い、農林水産大臣に答申を行う予定となっております。

また、農林水産大臣からの諮問事項が本日2件ございます。1つは、森林整備保全事業計画の策定について、そして、もう一つが、平成29年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況についてでございます。

このうち、平成29年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきましては、事務局から説明を受けた後、審議を行いまして、本日、答申まで行いたいと考えております。

それから、国有林野の管理経営に関する基本計画について、新たな計画の検討方針や今後のスケジュール等について事務局から説明を受けることとなっております。

それでは、議事の1番といたしまして、全国森林計画の策定について、事務局から説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○橘計画課長 計画課長、橘でございます。よろしく申し上げます。

それでは、資料1-1に沿って全国森林計画の案について御説明いたしたいと思っております。

全国森林計画につきましては、本年4月の諮問以降、各委員の皆様方からさまざまな御意見

いただきまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。現在お示ししている案文につきましては、資料1-3にまとめているものでございますけれども、前回の審議会以降、この審議会の場でいただきました御意見を反映し、若干の文書技術的な修正をしました上で、7月25日から8月13日まで、二十日間ですけれどもパブリックコメントを行いました。

その結果を取りまとめたのが資料1-1でございます。パブリックコメントにつきましては、電子メールまたは郵送によりまして、個人、法人から合計47件の御意見がございました。お一人で複数の御意見を提出された方もありましたので、意見の数としては63の項目になります。

いただいた意見について、処理結果の区分によって4つに分けて説明申し上げますと、1の趣旨を取り入れているものが15項目、2の趣旨の一部を取り入れているものが19項目、3の修正をするものがゼロ、4の今後の検討課題等としているものが29項目となりました。

資料の提出意見の例（概要）という欄をごらんください。

まず、1についてでございますが、例えば、今までどおりの人工林を全て維持する必要はなく、作業や搬出のしやすい場所に絞って持続可能な林業を育てる施策をしてほしい。あるいは、流木災害に対し、堰堤をつくるだけでなく谷筋の人工造林木の伐採も必要ではないかといった意見がございました。

これらにつきましては、全国森林計画の案文の中にこれを受けるといった記述があるなど、既にその趣旨が取り入れられているものでございます。

次に、2については、例えば、スギ、ヒノキといったこれまでの樹種の単純な更新ではなく、地域の木材需要に配慮した造林樹種を選定するべきといった御意見がございました。

これらにつきましては、全国森林計画の案文において直接受けるといった記述はないのですけれども、その趣旨は踏まえていると考えたものでございます。

3の修正に至る御意見はございませんでした。

最後に4ですけれども、例えば、植栽により公益的機能や木材生産機能が発揮される場所を市町村単位等で地図化して明記してほしい、あるいは、林道は流域単位により行政主導で計画し、最良の場所に開設してほしいといったような意見がございました。

これらにつきましては、全国森林計画というよりは、上位計画であります森林・林業基本計画や、全国森林計画に即して樹立されます都道府県が立てる地域森林計画、あるいは、市町村が立てる市町村森林整備計画といったところで記載されるべきものといったものや、今後の施策の参考にさせていただくといったものが含まれてございます。

次ページ以降に個々の意見の概要及び回答について整理してございますけれども、時間の関係もございます、説明は省略させていただきたいと思えます。

なお、これらパブリックコメントの処理結果につきましては、全国森林計画が閣議決定された後、計画本体とあわせまして公表することとなります。

パブリックコメントの概要については以上でございますが、このパブリックコメントと並行して各省あるいは都道府県とも協議を行ったところでございます。各省からは特段の意見はなし、都道府県からも修正が必要というところの意見はございませんでした。

この結果、本審議会でいただいた御意見、これを反映させる形ででき上がっております最終の案文が本日の資料1－3として提示させていただいているものでございます。事前にお送りしておりますので、その内容の読み上げは省略させていただきたいと思えます。

本日、御答申をいただいた後、10月に予定しております閣議決定、これを経て公表ということになりますが、資料1－2に一枚紙をつけてございます。これは、公表用に1枚で簡潔に説明するための概要版として作成しているものでございます。

また、本計画の策定に先立ちまして実施した森林資源現況調査、平成29年3月31日現在ということになりますが、この結果につきましても計画とあわせて公表させていただく考えでございます。

全国森林計画の説明については以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それで、この全国森林計画の策定に関しましては、前回の審議会でかなり議論させていただきまして、さらにそれを受けてパブリックコメントに出していろいろな意見をいただいたというのが今の御説明であるかと思えます。

それでは、ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質問があればお受けしたいと思えますが、いかがでしょうか。多分、相当もう議論尽くしたということではあります、特にということがあればお受けしますが、もし、なければ、よろしいでしょうか、林政審議会としての取りまとめを行いたいと思えます。

農林水産大臣から諮問のありました全国森林計画案につきましては、適当であるという旨の答申をいたしたいと思えますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、異議なしということで、答申文の案を配付いたしますので御確認をいただきたいと思えます。

(答申文(案) 配付)

○鮫島会長 御確認をいただきたいと思います。御確認いただいて、よろしければこのとおり答申をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、このように答申をさせていただきます。

続きまして、議事の2に進めさせていただきたいと思います。森林整備保全事業計画の策定について、こちらを、諮問を受けたいと存じます。

○牧元林野庁長官 それでは、諮問文を読ませていただきます。

林政審議会会長 鮫島正浩殿。

農林水産大臣 齋藤健。

森林整備保全事業計画の策定について(諮問)。

森林法(昭和26年法律第249号)第4条第11項の規定において準用する同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしく願いいたします。

(牧元林野庁長官から鮫島会長へ諮問文を手交)

○鮫島会長 謹んで審議をさせていただきます。

それでは、ただいま諮問をいただきました、森林整備保全事業計画の策定について事務局から御説明をいただきたいと思います。よろしく願いします。

○橋計画課長 再び計画課長でございます。よろしく願いします。

森林整備保全事業計画の策定について御説明申し上げます。

資料は資料2をごらんください。

1ページでございますけれども、まず、森林整備保全事業計画、この位置づけについて御説明申し上げます。

右の体系図をごらんください。一番上に森林・林業基本計画がございまして、これに即して今ほど答申いただきました全国森林計画、これを策定することとなっております。

森林整備保全事業計画は、この全国森林計画とあわせて5年ごとに策定することとなっているものでございます。

森林整備保全事業というのは、いわゆる林野庁の公共事業のことございまして、造林や間伐、路網整備を行います森林整備事業、これと、荒廃地の復旧や予防対策あるいは地滑り防止対策といったところを行います治山事業、この2つをあわせた名称でございます。

森林整備保全事業計画、これにつきましては、全国森林計画に掲げました森林の整備の目標、その計画的な達成に資するため、森林整備保全事業、すなわち林野公共事業ですけれども、その成果指標などを定めるものでございます。

なお、この計画につきましては、かつては、社会資本整備の長期計画といった総称されていたものの一つでございまして、公共事業の今後何年かの事業規模を、従来であれば金額ベースで示していたものでございますけれども、近年はその事業成果、アウトカム指標で示すという形で変わったものでございます。

この計画の計画期間ですけれども、先ほど答申いただきました全国森林計画の計画期間が15年ございますけれども、そのうちの最初の5年間、今回でいきますと平成31年度から35年度までの計画ということになります。

次に、2ページをごらんください。

森林整備保全事業計画の検討体制について御説明申し上げます。

この計画の検討に当たりましては、事業を実行した成果の指標、アウトカム指標ですけれども、これをよりわかりやすい形で国民の皆様にお示しするというのがポイントになります。

具体的には、現行の成果指標の達成状況を検証しまして、事業の実行とその成果指標が適切にリンクしているかなどについて検討していく必要がございます。

このため、当審議会とは別に各分野の専門家の皆様からなる検討委員会、これを設置して検討を行っていきたいというふうに考えてございます。検討委員会の委員につきましては、右の表にございますとおり、本審議会の委員でもございます土屋先生を含めまして5名の先生方をお願いをしているところでございます。土屋先生には座長もお願いしてございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、今後のスケジュールでございしますが、11月ごろまでに2回の検討委員会を開催しまして、成果指標の案というのをまとめていただき、これを受けまして、年末ごろの林政審議会において次期計画の骨子案をお示しして御審議をいただきたいというふうに考えてございます。

その後、パブリックコメントを行い、来年春ごろを目途に本審での答申をいただき、閣議決定をするといったスケジュールで目指していきたいというふうに考えております。

3ページをごらんください。3ページから5ページにかけては、現行の森林整備保全事業計画の概要を簡単に御紹介いたしたいと思っております。

現行の計画では、3ページの青字で真ん中よりちょっと上ぐらいに書かれました「安全・安

心な国土の形成への寄与」、それと、4ページに参りますが、4ページに緑色で書かれてございます「多様なニーズへの対応」、同じく4ページ下のほうにオレンジ色で書かれております「持続的な森林経営」、もう一枚めくっていただいて、ピンク色で書いてございます、5ページ目ですが、「山村地域の活力創造への寄与」、この色づきの4つの視点を設けまして、それぞれに成果指標を設けているところでございます。

3ページに戻っていただきまして、まず、安全・安心な国土形成への寄与でございますが、これにつきましては、3つの成果指標を設けてございます。

1つ目は、土壌を保持し、水を育む機能が良好に保たれている森林の割合、これを74%から78%まで向上させるという目標でございます。

2つ目は、山地災害危険地区において治山対策などを実施しまして森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数、これを5万5,000から5万8,000集落に増加させるという目標でございます。

3つ目は、海岸防災林等7,400キロ、これを保全するという事で、震災で被災しました海岸防災林の再生140キロ、これもその中に含めて目標として設定してございます。

4ページに参りまして、多様なニーズへの対応という視点でございます。この視点からは2つの成果指標を設定してございます。

1つ目は、森林・林業基本計画において記載しておりますけれども、育成複層林に誘導することとされている350万ヘクタールの育成単層林、これを実際に誘導する森林の割合というのを現在の0.8%から2.8%に増加させるという目標、2つ目は、森林環境教育への参加人数を217万人から244万人に増加させるという目標としてございます。

次に、持続的な森林経営の視点から、ページまたぎまして2つ設定してございます。

1つ目は、林道等の路網の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量、これを13億2,000万から15億4,000万に増加させるという目標でございます。

次のページに参りまして、同じく持続的な森林経営の視点から2つ目の指標でございます。これは2つ目の中で2つ組み合わせられているのですが、適切な主伐・再造林を推進し、齢級構成の平準化の進捗率を7%から10%に向上させる。あわせて、育成単層林の平均林齢の若返りの程度を5年累計で1.7年分向上させるということとしてございます。

最後ですけれども、ピンク色の4つ目の視点、山村地域の活力創造への寄与の視点からの成果指標として、資源量に応じ森林資源を積極的に利用している流域の数、これを58から80に

増加させるという目標としてございます。

以上が4つの視点から8つの指標を設定しているという現行計画の御紹介でございます。

最後に、6ページをごらんください。

ただいま御紹介しました8つの成果指標につきまして、それぞれ、まだ計画期間終わっていないので現時点ですけれども、平成29年度時点の見込み値等を用いて達成状況を示してございます。

達成度いろいろ、項目によってばらつきがあるのですけれども、この達成率というのは、もちろん本年度末までの実績でさらに変わってくるというものでございますが、結局のところ、アウトカムに変換する前の事業のアウトプット、間伐を幾らやったかとか、路網を幾らつくったかといったいわゆる公共事業の事業実績、これが確保できたかどうかということが大きく影響するものでございます。すなわち、予算事情にも大きく影響するというところでございます。

閣議決定事項ということで、なかなか林野庁の思いだけで決められるものではないのですけれども、逆に言えば、林野公共事業の予算が確保されればどういう状態になるのかというようなことを国民の皆様にご理解していただく上でわかりやすい指標とすることが重要と考えてございます。

本件につきましては、先ほど御説明申し上げました検討委員会におきまして、達成率を含めて現行計画を検証しながらよりよい成果指標の設定ができないかと御検討いただきまして、その結果を踏まえて本審議会での審議とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく御願いたします。

資料の説明は以上です。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御説明がありました森林整備保全事業計画の策定について御意見、御質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中（信）委員 田中でございます。安全・安心な国土の形成の寄与というところの項目で、ちょっとお伺いといいますか、今回、7月7日の大きな災害が私どもの地元の岡山県、お隣の広島県、それと愛媛県とありまして、広島県と愛媛県の災害というのは岡山県とちょっと違いまして、どちらかというところと山崩れと、まさにこの山崩れ等の復旧と予防という部分の予防のところの寄与してくると。

特に、西日本のほうは花崗岩が風化して真砂土になって、想像以上の雨が降ると土砂災害が

起きるといふ、そういう実態が判明してしまったということでもありますと、やはり、山崩れ等の復旧と予防ということになれば、砂防ダムをつくり方、今まで実績がある土地には、やっぱり、より頑強な砂防ダムをつくるということと、今後、山崩れが発生するおそれがあるところには、やはり、砂防ダムをつくるという、基礎にあるのは砂防ダムの建築というところは重要視していただきたいということと、もう一方は、新たにそういうところに、山崩れがしそうなところに宅地開発をさせないと、開発の許認可というのはいろいろあるのでしょうかけれども、その中で当然保安林という、そういう存在も出てくると思いますので、そこら辺を安心な国土づくりのため、保安林の開発規制というのも明確にしていだければ、あのような悲惨な事故を少なくできるのではないかと思いますので、数値のほうを、それを入れていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○鮫島会長 どうも大変貴重なコメントをいただいたと思うのですが、いかがでしょうか、お答えいただければ。

○橋計画課長 まず、砂防ダムのほうの件、林野庁で作設しているダムだと砂防ダムというより治山ダムということで、治山の堰堤で、国交省さん、砂防ダムをつくってしまして、連携しながらやっているところがございますけれども、まさにこの成果指標の安全・安心な国土の形成の寄与の3つのうちの真ん中、山崩れ等の復旧と予防というようなところと直接絡んでくるお話かと思えます。

ただいいただいた意見、まさにそのとおりだと思います。特に、予防が重要だと言っていたところでございますけれども、我々もそのところ重要だと考えておりまして、実際のところ、この5万5,000から5万8,000というところも、予防対策が進むと進むような数字になっているのですが、実際のところは予算にも限りがある中で、どうしても災害が発生すれば復旧のほうを、まずは、我々力を入れてやらざるを得ないといえますか、そういう状態の中で予防のほう、どうしても復旧に使う予算が多くなればなるほど予防が進まなくなるといったようなジレンマといえますか、そういう中にありまして、実際、これの達成率というのも必ずしも十分なものとなっていないというような現実がございます。

今後のその予算規模といえますか、事業規模、どのくらいに考えていくかということとあわせて、ただいまの御意見踏まえて次期計画の目標値を考えていきたいというふうに思います。

また、開発の許認可に関しては、我々林野庁のほう、保安林の規制をかけております。保安林のほう、その後の開発の跡地の対応が宅地か、あるいは、ほかの用途かということに限ら

ず、我々は山を切り開くときにもともと山にあった水土保持機能というのが保たれるような、排水ですとか、その措置を求めることで許可を出すというような形でやっているのですが、その後の宅地にするかどうかというところは、いろいろ国交省さんのほうでも許可をされておりますので、直接は今言われた御意見というのはそちらのほうの御意見になるのかなと。

ただ、我々も保安林としてできる山の機能の維持という観点からの許認可はしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

先ほどの山崩れ等の復旧、予防というのは、まさに予算ありきで、それから、今日のように自然災害が立て続けに起こると大変な復旧のためにお金も必要になると思うのですね。ぜひ、予算を確保するということも含めて御検討いただければありがたいと思います。

玉置委員、では、お願いします。

○玉置委員 すみません、ちょっと今と同じような、予防のところですけども、今回のようなことは地質とか地表によって引き起こされた災害も多かったわけで、それに対して、わかっていながら許可を、造成としての許可をするという、違う省庁の問題もあるかもしれませんが、同じように治山対策の中で、当然、開発許可はおりののでしょうかけれども、太陽光の、メガソーラーの開発許可というのも当然あるかと思えます。

その伐採によることによって、今回も、それプラス雨量ということでの二次災害が起きている県があるわけですから、その辺の、もう一つ治山対策というか、許可、認可申請の範囲というのがあるのかもしれませんが、その辺も一つ治山対策に入っていくのではないかなというふうに思います。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。お答えいただきたいと思いますが。

では、よろしくをお願いします。

○橋計画課長 メガソーラーに関しましても、先ほどもそうですが、保安林の関係で言いますと、なかなか、公がやる事業の場合には許可を出せるんですけども、民間の方がやるというところには、少なくとも保安林について言えば、なかなか一般的には許可は出ないというのが我々の、許可そのものの方針でございますので、そこでやられることはまずないと思う、ほとんどというか、ないと思うんですけども、保安林以外の、普通林のところの開発されるということがあり得ると思います。

その場合でも、我々は1ヘクタール以上の開発の場合に林地開発許可制度というのがございまして、先ほどと同じように、やはり、そこを切り開いたところに水がどういうふうに流れる

かとか、土がどうなるかというところの保全の措置というのは求めていくような形で、それをつくれば許可するといったような形で対応させていただいているところでございます。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

ほかに。

深町委員、お願いします。その次、田中委員です。

○深町委員 資料2に関連して、資料1-2のところを見ますと、一番最初のページのところの面積で、森林面積の中に天然生林というのがありまして、そこそこの面積があって、今回の計画生林の中でこういった天然生林というのがどういうふうに捉えられて、この中でどういう位置づけをされているのかというところを少しお聞きしたいなというところがありまして、例えば、多様なニーズへの対応というところで、森林の多様性の推進ということでも育成単層林を複層林にするというのも大事な目標にはなると思うのですが、そうではない森林も含めた森林の多様性というような観点でどういうことをやっていくのかなということですか、それとか、資源の部分もそうですけれども、この資料だけを見ていると、人工林をどうするかというようにところが中心で、せっかくあるいろんな天然生林を単に保全だけなのか、もう少し資源としてちゃんと位置づけてやっていくのかというところについてのお考えと、それから、多様なニーズへの対応のところの森林環境教育の推進ですが、この教育というのはとても大事だと思うのですが、主な施策を見ますと、森林公園の周辺というのは、森林公園というのは国交省が設定している森林公園というのが、「等」ですからちょっとわかりませんが、林野庁の中にレクリエーションの森とか、積極的にいろんなニーズへ対応するための制度とかもあると思うのですが、こういったところの名前が余りなくて、森林公園の周辺というのを重点的にするというのはどういうふうな背景を持ってやっていらっしゃるのかという、その2点についてお願いいたします。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

資料1-2というのは前のものですが、実は、これにもすごく関連していて、天然生林から育成複層林への移行なんかも考えられていますし、そのあたりを含めて、まず第1点目はそこですね。

それから、あとは森林の教育ということですかね。ということで、コメントいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○橋計画課長 天然生林の、まず、お話ですけれども、先生御承知のとおり、天然生林、いろんなタイプがございます。まさに自然遺産になっているような、あるいは、自然公園に指定さ

れているようなところなど、基本、自然の推移に任せていくといったようなことで、管理行為だけをしていくというところも、天然生林もございます。

その一方で、最近では、かつては手を入れていたのかもしれないですけども、いわゆる里山林的なものとか、人工林をつくる際に一部残した保護樹帯的な、人工林と人工林の間に残したような、そういうところも天然生林として残っているものもございます。

ですから、先ほど申しました生物多様性の保全だとか、自然遺産的な、あるいは、観光的な活用として自然の推移に任せる部分と、その里山に近いようなところであれば、むしろ、二次林で混んできたようなところについては、ボランティアの皆さん方が最近やられるのとかも多いですけども、間伐と同じように少し抜き切りをしてやるとか、そういうような育成天然林施業といったことをやるということもございますので、林野庁としてはどちらも推進していくような方向で森林・林業基本計画、あるいは、本日答申いただきました全国森林計画のほうにもそのような基本的な考えでの記載をしているところでございます。

今回のこの森林整備保全事業計画との関係で言いますと、必ずしもその部分というのは、多様なニーズへの対応のところの育成複層林の誘導面積を増やしていくということが一番近いとは思いますが、これについても育成単層林を、今の状態にあるものをどうするかというようなことでやっておりますので、一部この部分に含まれているかなというふうに考えてございます。

また、2つ目の森林環境教育の推進のところのお話ですけども、これについては若干、この森林整備保全事業計画という性格づけともかかわってくるのですが、先ほど申し上げましたように、この計画はいわゆる公共事業の投資計画なので、お金をかけてこういう事業をやればこういう成果が出てくるという流れになっているものですから、この森林環境教育のところだと、まさに森林公園的な施設整備的なものも含めて環境教育に適した森林を造成すれば増えるだろうという考え方のもとで、利用する人が増えるだろうということで作られている目標になっているところでございます。

このため、もともとあったところでの参加人数というのも入ってくるので、必ずしも事業と余り直結しない部分もある目標に、今、これはなっているのかなというところで、今後これをどうしていくかというようなところは一つの課題かなというふうに考えているところでございます。

○鮫島会長 ちょっと今日、議題が多いので、田中委員、手を挙げられているのでそれはお受けしたいと思うのですが、この件についてはこれから検討委員会を立ち上げて、そこで検討し

ていただいて、それで、12月の林政審議会でもた再び委員の御意見をいただく機会があるということと、それから、もし可能であれば、検討委員会のほうに、今日、審議会の委員の方出ていられるので、こんなことを検討してほしいというコメントみたいなのをあらかじめ送っていただいて、そこで、それも見ながら第1回、第2回の検討委員会を進めていただければいいかなと思います。これに関しましては土屋委員が座長ということなので、まずコメントいただいて、それから、田中里沙委員の御意見いただいて、それで一応この件についてはそこまでということにさせていただきたいと思います。

○土屋委員 それでは、御指名ですので若干コメント的なことを言わせていただきますが、実は、私はこの森林整備保全事業の成果指標づくり、林政審議会委員を拝命する前から、多分、3回目なのですね、今回、成果指標に関係するのは。なので、そういう意味では古株なもので座長になっているのですけれども、御答弁にもありましたように、実は、これ、公共事業に限ってしまっています。

いわゆる非公共の事業やその他の事業は入っていないわけで、非常に森林整備保全事業という名前からするとわかりにくいのですが、公共事業について、それがどういう効果を社会や経済に与えたかということになります。

しかも、今は、実は、成果指標についてはアウトカムというのを使っていて、アウトプットというのは、例えば、さっきありましたように、治山ダムを何個つくったかというのがまさに、それから、森林公園を幾つ整備したかというのも、それも直接のアウトプットなのですが、ここではその結果として社会経済がどう変わったのかというのをより一般的な数値であらわすということになっています。それが、いわゆるアウトカムなのですね。

実は、林野庁はかたくなにアウトカムでいこうということを守っておられるのですが、ほかのところはもうつらいからやめたというところも出てきていまして、国交省や農林水産本省はアウトプットに一部変えているところなのですが、逆に言うと、少しわかりにくいところもあるのですが、私は、ある意味でいうと、アウトカムで頑張るというのも一つの方針であると思っていますので、それで、皆さんの御意見も伝えて審議するようにしたいと。

今回、かなり時間が、コンパクトにやらずにちゃいけないので大変だと思いますが、いろいろ検討させていただきます。

○鮫島会長 大変貴重なフォローアップいただいて、皆さんの理解も深まったと思います。どうもありがとうございます。

田中里沙委員、お願いします。

○田中（理）委員 私、まさにそのあたりのお話をさせていただきたいと思っていました。田中と申します。

アウトカム重視の方針で、今回はこの事業計画も整理して明解な指標を掲げていただいたわけなのですが、この5年間の行動計画とPDCAというのは回せるとしても、やはり、目標設定の意味合いと意義というのを見える化して共有をしておかないと、つまり、目標達成したときの社会へのインパクトというのが伝わらないというふうに思うのです。

例えば、数値も教育にかかわる人が27万人増えたときにどういうことが起きるのかとか、あるいは、山村地域の活力が58流域から80流域に増えたときにどういう世の中になっているのかということが、やっぱり、示されるということが大事かというふうに思いますので、せっかくこのアウトカム、活用していくにおいては、戦略的に取り組む姿勢と、あともう一つ、事業の意味、意義の理解が同時になるということの設定をしておいたほうがよいかというふうに思います。

前半にも先生方から出ていた安心・安全な国土も、全部の地域が、今、待ったなしのところだと思いますけれども、4%増やすところの優先的に取り組む地域がこの5年間でどこであって、それがどういうふうな意味合いになるのかということもセットでやっぱりアウトカムになっていくと思いますので、そこが、ぜひ、検討委員会の中でも具体的に示していただけるとうか、議論いただけるとういかなというふうに思います。

○鮫島会長 どうも審議会の委員として、審議会としての意見の取りまとめのような御意見だったと思うのですが、まず、土屋委員には座長ということで今の言葉を受けていただきたいということ、それから、事務局のほうから何か追加のコメントございましたら、よろしく願います。

○橋計画課長 特に追加はないのですが、大変貴重な御意見いただきましたので頑張りたいと思います。

○鮫島会長 大変いい意見の取りまとめをしていただいたと思いますので、本件につきましてはここまでさせていただきたいと思います。

それでは、議事の3番に行きたいと思います。

平成29年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、諮問を受けたいと存じます。

○牧元林野庁長官 それでは、諮問文を朗読させていただきます。

林政審議会会長 鮫島正浩殿。

農林水産大臣 齋藤健。

平成29年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（諮問）。

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の3第項1の規定に基づき、平成29年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同条第項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしく願いいたします。

（牧元林野庁長官から鮫島会長へ諮問文を手交）

○鮫島会長 謹んでお受けいたします。

ただいま諮問をいただきました平成29年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきましては、本日、審議を行った後、答申まで行いたいと考えております。

それでは、まず事務局から御説明をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○吉村経営企画課長 経営企画課長の吉村でございます。よろしく願いいたします。

それでは、平成29年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況、いわゆるミニ白書でございます。説明させていただきます。

資料はお手元のタブレットに3-1として概要版、3-2として本文、机上には現行の管理経営基本計画の冊子を準備しております。時間が限られておりますので、概要版で説明をさせていただきます。

表紙と目次を飛ばしていただいて、1ページをごらんください。ミニ白書の性質についてです。

国有林野事業は、国有林野の管理経営に関する法律の規定により策定する国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき実施しています。

この管理経営法の規定により、前年度の事業の実施状況について林政審議会の御意見を聞いた上で公表するとされておりますので、本日、説明をさせていただきます。

平成29年度の主な取組については、左側の枠にあるとおりです。

公益重視の管理経営、森林・林業再生への貢献、国民の森としての管理経営、林産物の供給などさまざまございますが、合計、管理経営計画の柱に沿って9項目に整理しました。

また、中身については、右側の箱にありますとおり、極力写真や図表を多く用いてわかりやすさを心がけました。

29年度は、一般会計化から5年目の節目の年でもございます。そういった意味で、これまでの推移もわかるように整理をしております。

次に、1ページ飛ばしていただいて3ページをごらんください。

国有林の現状について簡単におさらいをさせていただきます。

真ん中の日本地図の濃い緑が国有林です。北に行くほど多く分布しています。面積が約760万ヘクタールで国土の2割、森林の3割です。奥地の急峻な山脈、水源地域など公益的機能の発揮に重要な位置に立地をしています。その関係で、9割が保安林、原生的な天然林の分布も特徴です。

右側に国有林の人工林の齢級構成がございます。民有林とほぼ同じような山になっておりますが、資源が成熟してきているという状況でございます。

以上が前置きでございます、4ページをごらんください。ここから各柱に沿って、順次、中身を説明させていただきます。

まず、1番目は、公益重視の管理経営です。一般会計化の際に公益重視の管理経営というのを徹底するため、機能類型区分をこの表にあるとおり見直しをいたしました。国有林の全てを公益林として位置づけまして、それぞれに応じた施業を行いながら、その過程で得られる林産物を安定的に供給していくと、そういう構成になっております。

こうした中で、先ほど申し上げたとおり、資源自体は成熟をしてきております。したがって、特に人工林においては、育成複層林への誘導、あるいは、多様な育成段階から構成される森林への誘導、若返り、こういった観点から主伐も適切に実施をしております。主伐に当たっては、皆伐、再造林だけではなく、針広混交林化等多様な森づくりへの誘導を行っております。事例では、中部森林管理局による針広混交林化の様子を御紹介しております。

森林整備や林産物の供給には路網が不可欠です。路網整備は着実に実施をしております。また、民有林と近接した箇所では一体的な路網整備も行っています。関東局では、地域と森林整備協定を締結し、連携して路網整備や間伐を行いました。また、その路網の施工において、より効率的な工法に関して民有林関係者と現地検討会を行っています。

なお、この先、このミニ白書では現地検討会という言葉が非常に多く登場いたします。国有林野事業は、今申し上げた路網だけではなく、森林整備自体、治山、低コスト化、生産性向上、シカ対策、木材供給、あるいは、生態系保全と非常に守備範囲が広く、事業の内容も多岐にわたっておりますので、それぞれの取組において、我々の仕事の水準を高めていくこととあわせて、そのプロセスであるとか結果を民有林の方々にできるだけ普及していきたいと、そういった思いで現地検討会に力を入れているという状況でございます。

では、5ページをごらんください。

安全・安心な暮らしのための治山事業にも力を入れています。大きな災害発生時には、ほぼ、必ずといっていいほど都道府県に声をかけまして、一緒になって、民有林も含めたヘリコプターによる調査を行っています。

九州局では、29年7月の九州北部豪雨の際に、県とのヘリ調査というのは当然として、地上からも民有林の調査に協力をいたしました。民有林調査に従事する職員の様子も写真として掲載しております。

それから、この九州北部豪雨においては、福岡県の要請も受けまして、朝倉市において、直轄事業による復旧にも着手をいたしました。

さらに、今年になってから、先の西日本豪雨において、甚大な被害を受けた東広島市において、県知事からの要請を受けて直轄事業による復旧に着手することにいたしましたし、つい先週でございますが、北海道胆振東部自身、この9月6日発生当日、朝一番で北海道庁とともにヘリによる調査を行っています。

事例の御紹介です。近畿中国局では大山の治山工事に大正6年に着手してから100年が経過したと、これを受けてパネル展示とかフォトコンテスト等によって観光客の皆さんに治山事業の重要性をPRいたしました。

下の写真は、治山事業による森林の再生の実例です。緑がよみがえっているのが見てとれるかと思います。

6ページをごらんください。温暖化対策です。

間伐等の森林整備、木材利用の推進に努めております。先ほど申し上げたとおり、資源の成熟に伴って従来の間伐に加えて主伐についても適切に実施をしており、伐採した後の確実な更新にも努めているところでございます。この24年からの6年間の森林整備の実施状況については、表にまとめさせていただきました。

事例です。北海道局では、低コスト化に有効な列状間伐を推進しています。間伐実施後、林内に下層植生がきちっと入り込んで森林が健全に育成している様子が見てとれるかと思います。

また、木材の利用についても治山林道工事を中心に積極的な利用に心がけております。その推移をグラフであらわしております。25年と27年が特に利用量が多くなっているのですが、これは東日本大震災の復旧のための海岸防災林の事業において、木製の防風柵、これを大量に実施、施工したため、一時的に木材の利用量が特に多くなっているという状況でございます。

事例です。同じく北海道局では、木材を井桁状に組み合わせた校倉式という工法の治山ダム

を設置しました。この工法の特徴は、施工が早いということと、見栄えがいいわけですね。です。北海道のような積雪地域、あるいは、観光地においてメリットが發揮できるのではないかと考えております。今後とも施工地域の実情に合わせて最適な工法の選択に努めていきたいと考えてございます。

では、7ページをごらんください。

生物多様性の保全であります。生物多様性保全は、国有林の非常に重要な使命でございます。保護林、緑の回廊の設定と管理に努めています。あわせて、溪流と一体となった森林の連続性を確保して生態系のネットワークを形成していくということにも努めておりまして、林野庁本庁においては、各局で設定している溪畔保全プロジェクト林、この状況を調査し、それを踏まえて間伐や択伐による広葉樹の導入といった森林整備の考え方を示しております。

事例でございます。関東局では、群馬県の緑の回廊三国線などがユネスコエコパークに登録されたということを受けて、地元と協力してPRと保全活動に取り組んでおります。位置的にはこの日本地図の13番のところが該当します。

続きまして、8ページをごらんください。

森林・林業再生に向けた貢献でございます。国有林は何と云っても全国組織でございまして、その特性を生かして林業再生に向けた民有林への支援に積極的に取り組んでいます。

林業の喫緊の課題は、御案内のとおり、低コスト化でございます。さまざまな課題がございしますが、例えば、コンテナ苗を用いた伐採から造林までの一貫作業システムなどに積極的に取り組み、また、その成果を現地検討会等で普及しています。

平成29年度の全国国有林での一貫作業は、植えつけ面積の2割に達しました。現地検討会にも多くの民有林関係者に御参加いただいています。

なお、コンテナ苗の価格というのはまだまだ高い水準にあらうかと思いますが、その点についても、林野庁の民有林行政として生産の振興をきちっとやっていくということとあわせて、我々、やはり、大口の需要者ですので、我々国有林が計画的に、安定的にコンテナ苗を調達していくということにより将来に向けて低価格化を促していきたいというふうに考えております。

事例でございます。四国局においては、冬期下刈りの実証に取り組んでいます。夏場の下刈りは、御案内のとおり、労働者の方々の負担というのが非常に大きいわけですね。加えて、ハチ刺され等の危険もございます。

四国局が夏場と10月以降のいわゆる冬期の下刈りとやってみてそれを比較したところ、樹木の生育には余り影響がないのではないかと結果も得られました。今後はこうしたことも

民有林への普及に努めていきたいと考えております。冬期下刈りが可能になれば、作業期間の幅も広がっていくことになります。

なお、ここには書いておりませんが、実は、平成27年から29年までの3年間で労務単価が8%上昇しております。こうした中で、国有林の地ごしらえについては、水準をしっかりと維持しながら単価の1割削減というものを達成しております。ということも申し添えさせていただきます。

続きまして、9ページをごらんください。

林業事業体の育成も重要な課題でございます。事業体の経営の安定であるとか、能力向上のために複数年契約等さまざまな取組を行っています。

中部局では、事業体と連携して生産性向上プログラムに取り組み、日報管理による生産性の分析や労働安全の確保に努めています。

また、右側のほうに移りますが、民有林が近接する場所では一体的な路網整備、森林施業が有効であります。北海道局では、寿都町と森林共同施業団地を設定いたしまして、路網の接続、共用の場の設置を行いました。これにより、供給コストが実際に削減をされているところでございます。

では、続いて、駆け足で恐縮ですが、10ページをごらんください。

森林・林業技術者の育成という観点から、現在、全国の35の大学、あるいは、試験研究機関と協定を結びまして、人材育成に取り組んでいます。

具体例で御説明いたしますと、関東局、中部局においては、筑波大、山梨大、信州大、静岡大の4大学と協定を結びまして、山岳環境の課題解決に貢献できる専門家の育成に取り組んでいます。国有林をフィールドとした実習であるとか、国有林職員による大学院生に対する講義などですね、こうした取組を行っているところです。

右側でございます。技術開発にも不断に取り組んでいるところでございます。

東北局では、これ、保安林ではない箇所ですけれども、試験区を設定しまして、最低密度がヘクタール500本と、かなり大胆な低密度植栽の実証に取り組みました。その結果、生存率とか、あるいは、成長率は変わらなかったということで、この点についても今後しっかりと検証しながらコスト削減につながるように普及していきたいというふうに考えております。

なかなか民有林ではちゅうちょしがちな大胆なコスト削減の課題についても、これは国有林ならではのということで、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それでは、次に、11ページをごらんください。

国民の森としての管理経営でございます。双方向の情報の受発信ということで、やはり、国民からお預かりしている財産でありますので、こうした林政審議会の機会はもちろんですが、あらゆる機会を捉えて国民の皆様の声を反映していくということが非常に重要であるというふうに考えております。

こうした点で、意味で、全国に、今、国有林モニターという方々349名いらっしゃいますが、そういった方々に定期的にお声がけて、私どもの現場を見ていただいて忌憚のない御意見をいただくという取組を行っています。

近畿中国局では、モニターの方々にシカ被害対策、治山事業の実施箇所を御見学いただいて、そこでさまざまな御意見をいただき、私どもと意見交換をさせていただきました。

右側、森林環境教育でございます。このグラフを見ると、平成28年と29年と参加人数が減少してきていて、ちょっと取組が低調なんじゃないかというふうに見えてしまうのですが、実は、開催回数自体は徐々に増やしてきていまして、この参加人数が減少したのは28年の熊本地震、それから、29年の台風によって、特に大型のイベント、万人規模のイベントを準備していたのですけれども、それができなくなったということが響いているという状況でございます。今後とも着実に実施をしていきたいと思っております。

中部局では、子供たちに自然観察、ネイチャーゲームを楽しんでいただきながら森林の水源涵養機能の重要性を伝えています。

続いて、12ページをごらんください。

森林整備保全への国民の皆様の参加ということでございまして、森づくりに参加したいという国民の皆様の多様な要望にこたえていくということが重要だと思っております。国有林では、ニーズに応じて活動区域を設定し、その中で国民の皆様に活動いただきながら、我々が安全指導、技術指導等も行っています。

九州局では、太宰府天満宮の伝統行事で「鶯替」というのがございまして、そこに使用される木うそというのがあるのです、今、私が手に持っておりますのでごらんください、こういったものです。写真にもございますけれども、これ、コシアブラという樹種でできているわけですが、このコシアブラの確保のために地元保存会の方々と協定を結んで、木うその森というのを設定して森づくりを進めています。

ちなみにですけれども、この「鶯替」という行事は、参拝者の方々が各自これを持って参拝されるわけです。参拝者同士これを交換、どんどん交換をしていくということによって悪いことがいいことに転じていくと、そういう御利益があるということですので、参考までに御報告

申し上げました。

このほか、近畿中国局においては、企業による森づくりの支援も行っているところでございます。

では、続いて、次の13ページをごらんください。

国有林野の維持、保存ということで、国有林をしっかりと守っていくという観点で、森林の巡視であるとか、病虫害の防除、あるいは、鳥獣被害の対策というのが重要です。世界自然遺産であるとか日本百名山、例えば、国有林であれば、利尻とか蔵王、大山、九重などがございますが、このように来訪者が集中する場所では、グリーンサポートスタッフ、森林管理署において臨時雇用させていただいている一般の方々ですが、全国で161名いらっしゃいます。こうした方々の御協力を得て、巡視、チラシ配布、歩道の修繕等の取組を行っています。

また、マツクイムシ被害等を受けた森林においても、その対策について地域と一緒に取り組んでいるところです。

事例として、東北局におけるグリーンサポートスタッフの活動状況、近畿中国局における地域と連携したマツクイムシ被害を受けた海岸林の再生状況を掲載しております。

シカ等の鳥獣被害対策についてであります。地域の実態に応じて生息環境管理、個体群管理、被害防止対策といった必要な対策を実施しているところでございます。また、捕獲したシカ、まだまだ一部ですけれども、ジビエとしての活用にも取り組んでいます。

北海道局では、民有林と一緒にエゾシカの被害マップ、下のほうに地図がございますけれども、これを毎年作成し、その経年変化を見ることによってどこを優先的に対策していくべきなのかという判断材料として使っているということでございます。

ちなみに、シカの推定個体数については、環境省がまとめたところによりますと、平成26年をピークに、今、減少傾向にあるということですが、まだまだ本当に多数のシカが生息しているというのは事実ですので、地域と連携した捕獲とあわせて、森林自体をしっかりとシカの被害から守っていくための防護柵の設置等機動的に組み合わせて対策を実施していきたいというふうに考えております。

では、続いて、14ページをごらんください。

すぐれた自然環境を有する森林の維持・保存ということで、保護林、緑の回廊の設定により適切な保護、管理に取り組んでいます。

保護林は、平成27年にわかりやすく効果的な区分への再編を行いました。その際に、復元の考え方をあわせて導入いたしました。

最近のトピックとして、九州局では、平成28年に米軍から返還された沖縄本島北部約4,000ヘクタールの国有林について、やんばる森林生態系保護地域に設定をいたしました。今後とも地域の御意見を聞きながら適切に保護・管理に努めていくこととしております。

では、続いて15ページをごらんください。

ここからは林産物の供給の話をさせていただきます。

公益重視の管理経営のところでも説明をいたしました。国有林においては、機能類型区分に応じて適切にまず施業を行っていくと、その施業の結果得られる木材について安定供給に努めているということでございます。

具体的には、未利用材の需要開拓であるとか、国産材の需要拡大等に取り組む加工工場と協定を結んで国有林材を直送するシステム販売、民有林から供給しにくい樹種の供給などに取り組んでいるところでございます。

グラフで推移をあらわしたものが3種類ございますが、一番上のグラフ、国産材供給量に占める国有林材の割合は2割弱で推移しておりますが、民・国ともに資源の成熟に伴って伐採量自体は増加してきておりますので、国有林からの供給量の絶対量自体は、やはり、増加をしております。

中ほどのグラフ、先ほど申し上げた直送するシステム販売について、現状7割に達しているところでございます。

右側の事例です。九州局では、これまで余り利用されなかった初回間伐、初回間伐、いわゆる保育間伐と言われるもので、一般的には林地に伐り捨てられることがこれまでは多かったわけですけれども、そういった初回間伐による材の販売にも努めていると、あるいは、林地残材についてもその利用を確保していこうということで、ホームページにおける情報提供等に取り組んでいます。

当然ながら、この林地残材の利用については、森林の公益的機能に影響がないようにしっかりと注意をして取り組んでいるところでございます。

続いて、16ページをごらんください。

国産材の安定供給体制構築に向けた貢献ということで、先ほど申し上げたシステム販売、これを国有林だけでやるのではなく、地域にも幅広く声をかけて民有林と一緒にできるところは一緒にやっております。

下のほうに関東森林管理局の事例がございますが、関東局が地域と一緒にやってみたところ、国有林のロットと合わせることで小ロットでは取引できなかった大手事業者に対しても販売す

ることができたといった評価する声もいただいているところです。今後、関東局においては、こうした取組を全署に広げていきたいということで意気込みを新たにしているところです。

右側に移りますが、市場にこの材の過不足が生じた際には、やはり、大口の供給者としての国有林がリーダーシップをとってその供給調整をしっかりとやっていくと、そのためのシステムを構築しております。

本庁、局、署、それぞれの段階において国有林材供給調整検討委員会というものを設けておりまして、流通・加工関係者、有識者等から御意見をいただきながら、市場の動向を注視して、必要があれば前倒し供給であるとか追加供給、こういったことを行うこととしております。ちなみに、ここ3カ年は実績がございませんが、過去においては追加供給あるいは前倒し供給というものを実施しております。

では、また、次の話題に移らせていただきます。17ページをごらんください。

国有林の活用ということで、森林浴、野外スポーツ等に適したレクリエーションの森を核としてさまざまな取組を行っています。レクリエーションの森は全国で881カ所ございまして、29年度は1億4,000万人の皆様に御利用いただきました。単純に数字だけで見ると全ての国民の方に利用いただいているという数字にはなっています。いずれにせよ、非常に多くのお客様に来ていただいているということです。

あわせて、今、訪日外国人の方々も急激に増えてきているわけございまして、そうした方々の受け皿としてレクリエーションの森の活用というのはますます重要になってくるものと思っております。

北海道局では、平成28年に「日本美しの森 お薦め国有林」として然別自然休養林を選定いたしました。当該休養林において、英語の表記の看板を設置したほか、地域と連携した情報発信を行っています。

右側に移ります。林野庁本庁では、森林資源を活用した観光推進に向けたマッチングセミナーというものを開催いたしました。このセミナーでは、どこにどのような観光資源があるのかということを知りたい観光業の方々と、自分たちの資源をどう生かしていったらいいのかということを知りたい農山村の方々に膝を突き合わせてお互いの悩みと課題を解決するためにさまざまな議論をしていただいたものです。合計300名に御参加をいただいて、大変御好評でしたので、今年度も開催をしたいと思っております。

では、続いて駆け足になりますが、18ページをごらんください。

国有林野と民有林野の一体的な整備、保全ということで、国有林に隣接、あるいは、介在し

て国有林の公益的機能の発揮に影響を与える民有林があれば、そういったところについては協定を結んで、国有林が主導的に一体的な間伐であるとか外来種駆除に取り組んでおります。

現状、この協定数は15協定ということになっておりまして、この制度自体は一般会計化の際に民・国一体となった公益的機能の発揮について、やはり、国がしっかりとリーダーシップをとって進めていこうということで設けられた制度でございます。

事例として、中部局、関東局それぞれの実施状況をお示ししておりますので、御参照ください。

では、次に、19ページに移らせていただきます。

国有林野の事業運営ということで、現状のところでも地図の中でお示しをしておりましたが、我が国の国有林野については、全国7森林管理局、98森林管理署等が分担して管理経営を行っております。今後、効率的な管理経営というのが非常に重要になってまいります。

事例にありますとおり、小型無人航空機、いわゆるドローンですけれども、こういったものを活用した、例えば、収穫調査ですね、についても、今、検証作業を進めているところです。

ちなみに、国有林におけるドローンの保有台数は現状で228台になっておりまして、今、申し上げた収穫調査業務のほかにも災害調査であるとか、あるいは、シカ柵の巡視であるとか、多分、いろんな範囲が、用途があろうかと思えます。できるだけ水準を落とさずに効率的に管理経営ができるよということ、職員が創意工夫を働かせながら日夜ドローンの有効活用等についても取り組んでいるというところでございます。

右側に移ります。一般会計化の際に1兆2,700億円の債務を継承いたしました。これまで適切な森林整備の結果が得られる林産物の安定的な供給とあわせて効率的な事業実行に努めてまいりました結果、現時点においては、計画をやや上回るペースで着実に返済をさせていただいております。

平成29年度時点の返済額の累計は569億円となっております。かつて、一般会計化の前に林政審にお示した当時の資産のペースと比べると、直近では80億ぐらい前倒しで返済をさせていただいていると、そういう状況でございます。今後とも着実な返済に努めてまいります。

続いて、20ページでございます。

その他国有林野の管理経営ということで、1つは、人材の育成であります。国有林業務に従事する職員自体の、やはり、育成というのも非常に重要でございまして、特に、今、民有林行政を支援するフォレスターというのがますます重要になってきております。

したがって、私どもの人材育成の一環として、フォレスターとしての養成にも力を入れて取

り組んでおります。高尾の森林技術総合研修所では関係森林管理局と連携いたしまして、国有林の職員に加えて都道府県の方々も対象としてフォレスターの養成研修を行っております。

こうして養成した国有林のフォレスターについては、局の流域管理指導官であるとか、署の森林技術指導官といった最前線のポストで民・国連携に従事することにしております。

右側に移ります。国有林は国有財産であるとともに地域の財産でもございます。九州局管内の有数の観光地である菊池溪谷につきましては、平成28年の熊本地震によって周辺斜面が大規模に崩落して、一般の方々の中に立ち入れない状態が続いておりました。こうした中で、地元森林管理署において鋭意復旧に努めてきた結果、このほど、平成29年度末に山開きにこぎつけることができました。再び、多くのお客様を迎えることができたわけであります。

今後とも地域のニーズを踏まえて、地域にお役に立てるような管理経営に努めていきたいと考えております。

最後、21ページでございます。

東日本大震災からの復旧・復興ということで、震災発生から今年で7年が経過したわけでございますけれども、被災した海岸防災林の復旧を着実に進めております。東北局では、みずから行う復旧工事だけではなく、NPOや企業等の民間団体にも御参加いただいて植樹活動を進めています。

右側です。関東局では、福島原発の事故により汚染された地域の森林・林業の再生に向けて、これまでモニタリングや実証事業に取り組んでまいりましたが、平成29年度には広野町、楢葉町、川内村、そして、葛尾村等において木材生産事業等を再開いたしました。

今後とも地域に密着した国の出先機関として、森林管理局長が中心となってさらに地域の期待にこたえるように早期復興に向けて取り組んでいきたいと思っております。

資料の説明は以上でございますが、この5年間、私どもはみずからのフィールドの公益的機能の発揮という大命題とともにさまざまなこの事業の実施に当たって、いかにして地域あるいは民有林に貢献していくかということを意識して取り組んできたところでございます。

今後とも国民の皆様からお預かりしているこの大切な国有林の適切な管理経営に努めてまいりたいと思っております。

説明が長くなりましたが、以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

大変膨大な量の説明をいただきました。それで、本体は資料3-2ということで、全部で128ページもあるということでございます。

それでは、平成29年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきまして、委員の皆様から御意見、御質問をお伺いしたいと思いますが、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

船曳委員、お願いします。

○船曳委員 恐れ入ります。15ページの御説明にありました国有林材の安定供給と需要の拡大のページの一番下段のほうですけれども、民有林からの供給が期待しにくい樹種の素材供給実績とありまして、ヒバ、木曽ヒノキとあります。

本当に、例えば、アオモリヒバは国有林しか出ないものですから、日本の文化の保守のためにも、ぜひ、積極的にこれからつなげていっていただきたいのですが、1点は、まずこれが、なぜ、数的に減少しているのかということの御説明をどなたからか伺わせていただきたいのと、それから、私の、いつも川下から申し上げておりますけれども、建築とか内装設計とかいうところで要望したい広葉樹ですね、これが国有林の中においてどのように今後供給される可能性があり得るのか、もし、教えていただけたらありがたいと思います。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

大変下流から重要な興味ある御意見じゃないかなと思うのですが、どなたかお答えいただけますか。

よろしくをお願いします。

○吉村経営企画課長 2点御質問いただきました。ヒバとか木曽ヒノキについては、例えば、伊勢神宮のような神社・仏閣等ですね、伝統的な建築物の復旧等にニーズがある場合に、私どもものほうから供給をしているところでございます。

これは、1つは、資源量がそんなに多くはないわけですね。限られた資源の中で工夫しながら供給しているということですので、資源と相手方のニーズを見ながら供給をさせていただいた結果がこのような形になっております。

国有林は民有林と比べると奥地にあるという関係で、広葉樹自体は、面積は多いです。ただ、他方で、やはり、アクセスの問題もありますし、非常に貴重な原生林、あるいは、保護林、生物多様性保全上重要な山も多々ございます。そうした観点から、広葉樹資源についても、供給できる量というのは、実は、限られてくるわけですけれども、他方で、やはり、地域のニーズを十分お聞きしながら個別具体的に対応させていただければなというふうに考えております。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

ただ、漸減しているということは、ニーズが減っている、あるいは、資源が減っているとい

うこと、ニーズが減っているということでしょうか。それを……

○関口業務課長 ニーズ自体はあるのですが、やはり、資源量の問題で、ヒバとか木曾ヒノキ、やはり、成長が遅いので、ちょっと大事に、大事にという意味で少しずつ減らしているというのが正直なところでございます。

○鮫島会長 わかりました。どうもありがとうございます。

それから、広葉樹については、多分、量的に出すのは非常に難しいとは思いますが、もし、何かいい事例があったら、今後、事例とかそういうので取り上げるというのも一つのアイデアかなというふうには思いますけれども、今後の課題ということで。

○吉村経営企画課長 広葉樹を工夫しながら供給させていただいている事例は幾つもございますので、また、今後に向けて検討させていただければと思います。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかの御意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、鎌田委員、お願いします。

○鎌田委員 鎌田です。8ページのところのコンテナ苗のことでちょっと教えていただきたいのですが、この表によりますと、平成24年から実績があるようですが、5年経過しまして、5年、6年経過しまして、果たして、コンテナ苗の、ほかの通常の裸苗と比べたときにどれぐらいの成果の差が出ているのか。

費用は高いというのは先ほどお話ありましたけれども、その後の活着率とか、手入れの頻度がどう変わってくるのかとか、その辺の実例があったら教えていただきたいというのが、これが1点と、やっぱり、同じページの右側のほうで、冬期下刈りの導入ということで、これは成果があるということですが、今までの常識と違うので、この辺のことが全ての対象地で同じような状況があるのか。

例えば、北斜面と南斜面では違うのではないかなとか、地域に、地方によっては違うのではないかなというところを感じるのですが、その辺の詳しい状況がわかれば教えていただきたいのと、これと直接関係ないのかもしれませんが、10ページのところで同じく右側で、密植度合いを減らすということですが、密植度合いが減ればそれだけ下草が生えてくるということになると思うのですが、この密植の話と冬期下草刈りの話というのが一緒にコンビネーションでできれば非常に効果的ではないかと思うのですが、その辺の関係性についても教えていただきたいのですが、この2点です。

○鮫島会長 貴重な御意見、どうもありがとうございます。

では、お答えいただきたいと思います。

○関口業務課長 業務課長です。まず、コンテナ苗の実績ですけれども、先ほど若干経営企画課長からも説明したかと思うのですけれども、地ごしらえ作業、1割削減、植えつけは横ばいという形になっていて、労務単価が上昇する中であって、その分を押さえるというような効果は少なくともありそうだとということで、具体的には、すみません、何人工減ったとかという、そこまで分析はできていないのですけれども、やはり、低コスト化に一定の効果はあるのではないかというふうには見ております。

それから、冬期下刈りですけれども、これに関しては、四国でやってみました、やってみたら変わりませんでしたという、今はその段階です。ですので、例えば、どんな植生だったり、要するに、草本性だったり、小さな木みたいな、灌木ですね、みたいなものだったらどうだとか、そこまでの分析は進んでおりませんので、そここのところは何でも、冬でもいつでも下刈りすれば効果がありますよという段階ではございませんので、ここはこれから実績を、実証を進めていくということで考えたいと思います。

ただし、下刈りに関しては、人が限られているという中で、これから造林業増えていく、それから、非常に夏の下刈りというのは厳しいので、なるべくそここのところは押さえる仕組みというのを考えていかなきゃならないということで、いろんな工夫の中の一つとして冬期下刈りというのものがあるのではないかと期待はしております。

それから、密植の関係、少なくするという、密度ですけれども、密度の関係、今段階ではこういうふうに変らないということが出ているのですけれども、例えば、当然、密度が少ないと、うっ閉するのに時間がかかるというような課題も出てくると思います。そこら辺のところは、今後、関係というのはまだ民有林のほうでも実証事業を行っていますし、そういうことを見ながらということになっています。

まだ密度管理と冬期下刈りというのをどういう関係でやっていきたいと思いますところまでは進んではいけませんので、そこら辺は御指摘踏まえてそういう観点からもいろんな調査というのを進めていきたい。

ただ、全体的に下刈りをなるべく少なく、低コストでやっていきたいとは思っていますので、そこら辺は実証を踏まえながら進めたいと思います。

○鎌田委員 今の密度のところ、これがうまくいくと将来的には間伐が減るという理解でよろしいのでしょうか。

○関口業務課長 うまくいけば間伐は減ると思いますが、どのぐらいの数がいいのかというの

も何とも言えないし、どのぐらいの木だとどのぐらいになるのだと、すみません、いうところがまだまだなんで、密度を減らすと、まず植えつけの費用等が減るだろうというのと、プラス途中の手間も減るのではないかという期待はしておりますが、それはまたこれから実証しながらということになると思います。

○鎌田委員 ありがとうございます。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

今の、実は、鎌田委員の御意見、私もすごく重要で、この件に対してもそうですけれども、この白書って、要するに、国有林の経営とか運営に関する事業に関しての報告と、それから、実証事業とか実証研究みたいな、非常に先導的なものが同居しているのですね。

だから、それぞれ、やっぱり、違うと思うので、これはどうなのだろうと思うところがあるのです。だから、その辺が今後の課題かもしれない。何となく整理できるといいかな、読みやすいかなというところは感じるがございます。

それでは、いっぱい手が挙がりましたね。では、こちらから行きましょう。

丸川委員。

○丸川委員 印象というか、非常によく写真もいっぱい入れておましていいと思いますし、10ページ目、実は、大学の御紹介をされまして、私どもも、実は、産業界も連携やっている筑波大学、山岳科学という今までとちょっと違った独立大学院みたいなことで、今日お越しの王子さんとか、あるいは、住林さんもそうですけれども、産業界との連携も今やっていますので、こういったことをどんどんPRされたいいただきたいというのが1つと、そのついでですが、23大学とある、これ、全部農学部系とか、あるいは、大学が集中しているのでしょうか、カバー率とかその辺、どうでしょうか。もうちょっと広げられる余地があるのかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

○吉村経営企画課長 御意見、ありがとうございます。

まず、こういう大学であるとか試験研究機関だけではなく、当然ながら、丸川委員を初めとして産業界の皆様にもいろいろとお世話になりながら各地で連携しておりますので、今後、そうした事例についても着実に進めながら、また御紹介できるように検討していければなと思っております。

それから、今、御質問のあった大学、23大学ですね、どういう系統かということがございますけれども、詳細な数字が今手元にないのですが、基本的には農学系の大学の方々と連携しています。

○鮫島会長 ほかにも手を挙げられて……

では、手塚委員、お願いします。

○手塚委員 11ページの国民の森としての管理経営という項目と、17ページの国有林野の活用という項目に関してなんですけれども、私自身も現場の民有林で一般の方々向けの体験活動などをやっているのですけれども、11ページにあります森林環境教育、17ページに出てくるレクリエーションというのはかなり、林業外の一般の市民ですとか観光客が森林にかかわるとい意味ではかなり重複している部分もあると思うのですけれども、これをそれぞれ別の項目として立てていらっしゃるというのは、ターゲットが違うということなのか、区域の設定が違うということなのか、その意図を教えてくださいました。

○鮫島会長 お答えいただきたいと思います。

○吉村経営企画課長 実は、区域としては重複していることが多々あると思うのです。同じ森林でいろんな切り口でその森林を活用するということが多くございますので、むしろ、政策的な狙いの違いによって違う場所で整理を、違う項目で整理をさせていただいたという整理でございます。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

では、塚本委員、お願いいたします。

○塚本委員 この3-2の資料のほうですけれども、最初のところに今回の実施状況について、先ほどの説明にもございましたけれども、5年の節目ということで、この5年間のことについて数字であらわせるものはその経年をできるだけ掲載するようにしていますというようなことが書かれていますけれども、今回の取組として、この5年間の推移をいろいろなところで見せていただくというところで、この計画を立てたときの狙いということについてどういう形で各局が、それから管理署が取り組んでいたかというのが非常によく理解することができて、私としては、非常に試みとしては成功しているのではないかなというふうに思っております。

特にこの概要のところでもそうでございますけれども、15ページのところでは、例えば、国有林野事業における素材供給量というところでございますけれども、システム販売量というのが伸びているということがこのグラフを見てもわかるということで、どういう形で地域と連携しながらその木材の、林産物の供給というところに取り組んでいかれているかというのが非常に数字としてわかるというところで、非常にこういう試みはいいのかなと思っております、今回はということですが、次回からもこういうような形で、ぜひ、取組をしていただければなというふうに考えております。

それから、資料3-1の10ページのところですけれども、大学や試験研究との協定を結んでさまざまな取組ということがございますが、私どもの高知県立林業大学校のほうも四国森林管理局と昨年協定を締結させていただいております。

我々のフィールドとしては、なかなか再造林をする、植林をするフィールドはございませんでしたが、こういう形で森林管理局さんの協定に基づいてそういうフィールドを提供していただくということで、この春も造林の、植林の実習が実施できたというところでございます。

こういう形でさまざまな人材育成に、それも、このフィールドワークとしてそういう現場で活躍できる、そういう人材の育成に非常に貢献をしていただいているということで、フィールドを持っているこういう国有林の管理をする、そういう機関としての特性を非常に活用というか、支援に活用していただけるということは非常にありがたく思っております。

ぜひ、こういうような取組を全国的に広げていただくということをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○鮫島会長 大変お褒めの言葉をいただいたような気がするのですが、本当に今回、ずっと推移がわかったというのはいいことで、確かに、5年に限らず推移がわかるようにつくられるということは、本当に見るほうとしては非常に理解の助けになると思ひます。

ということで、コメントありましたらよろしくお願ひします。

○吉村経営企画課長 大変評価をいただきまして、恐縮でございます。

やはり、この5年間どう変わってきたのかということをお願ひを今回、この機会に、ぜひ、国民の皆様にお願ひをさせていただきたいという観点で今回はこのような構成にさせていただきました。

1点難があるとすると、今まで多くの事例が掲載できたわけですけれども、今回は割愛せざるを得ない事例もかなり出てきておりますので、今後、そのバランスをとりながら、来年改めて林政審にお諮りしたいと思ひます。

それから、全国の大学、試験研究機関等の連携については、私どものフィールドを積極的に活用させていただきたいと思ひますので、また、こちらこそ御相談させていただきながら進めさせていただければと思ひます。ありがとうございました。

○鮫島会長 ほかにございますでしょうか。

では、土屋委員、お願ひします。

○土屋委員 多分議事進行上、早く見たほうがいいと思ひますけれども、3-1の19ページのところです、財務状況があります。口頭で御説明が少しあったのですが、本文のほうの

3-2を見ても余りよくわからなかったので御質問したいのですけれども、最近、かなり返済額が増えているのですが、これはどういう部分が増えているのかがこれではわからないので、それを教えていただきたいのと、それから、たしか、御説明の中で、予想を上回って返済が進んでいるということで、全体として、それも最近の増えている状況と同じなのかというのを教えていただきたいのですが。

○鮫島会長 いかがでしょうか。

○吉村経営企画課長 国有林の債務の返済につきましては、森林整備の過程で産出された林産物等の販売収入、このほか土地の売却収入等いろいろ細かい要素はございますが、基本的には林産物等の売却収入からそれを行うのに要した経費を控除した額を毎年返済原資として充てさせていただいているところでございまして、これまでのところは予定よりも林産物収入が上がったということと、低コスト化に取り組むことができたということで、特に何か構造的に新しいものが入り込んできたとか、そういうことではございません。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

それでは、今日、まだこの先もございまして、この辺で本件に関しての林政審議会としての取りまとめを行いたいと存じます。

農林水産大臣から諮問のありました平成29年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきましては、適当であるという旨の答申を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、そのように答申させていただきます。

それでは、答申文の案を配付いたしますので、御確認をいただきたいと存じます。

(答申文(案)配付)

○鮫島会長 御確認いただけましたでしょうか。

よろしいでしょうか。

特に異議がございませんようなので、これでこのとおり答申をさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、議事の4に進めさせていただきます。国有林野の管理経営に関する基本計画の策定について、事務局から説明をいただきたいと思っております。

○吉村経営企画課長 では、引き続き経営企画課長、吉村から管理経営基本計画について説明

をさせていただきます。

資料は資料番号4でございますので、御準備をお願いいたします。

表紙と目次をおめくりいただきまして、1ページをごらんください。

まず、この管理経営基本計画の位置づけでございますが、先ほどもミニ白書を説明させていただきましたが、そのミニ白書の大もとになる私どもの管理経営の基本的な考え方をあらわしたものでございまして、1ポツ目、国有林野の管理経営に関する基本方針その他基本的な事項を明らかにするものであるということで、国有林野の管理経営に関する法律に基づき大臣が5年ごとに定める10年間の計画でございます。この計画に基づいて具体の事業は森林管理局長が地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づき推進をしているというところでございます。

3ポツ目、現行の管理経営基本計画は平成26年4月1日から36年3月31日までを計画期間として25年12月に策定したものでございまして、ちょうどそこから5年が経過しております。

右側に森林計画全体の体系図がございまして、この体系図の右の端のほうに国有林野の管理経営基本計画がございまして、先ほど前半部分で御審議いただいた全国森林計画に調和して大臣が定めるものでございまして、これに即して私どもは事業を実施しております。

この管理経営基本計画は、国有財産である国有林についてどのように取り扱っていくのかということを国民の皆様にしかりとお知らせするということのほかに、我々職員にとっても、やはり、一つのよりどころになる計画でございまして、職員がこれをもって適切に事業が実行できるような、そういう計画として策定していくことが必要だと思っております。

続いて、2ページは飛ばしていただきまして、3ページをごらんください。

新たな管理経営基本計画の策定についてということでございまして、先ほど申し上げたとおり、5年ごとに定めることとされております。前回の策定から5年が経過いたしましたので、本年12月までに平成31年4月1日から41年3月31日までを計画期間とする新たな計画を大臣が策定することが必要となっております。

この間に、基本計画の策定に当たりましては、公告・縦覧を行うということと、そこであつた御意見を付して林政審議会の御意見を聞くということとされておりますので、本日説明をさせていただきます。

今後のスケジュールといたしまして、一番下でございますが、本日、これから策定の方向性について説明をさせていただきます。そして、10月の林政審議会において案文をお示したいと、そして、12月に諮問・答申をいただいて計画を決定させていただければというふうに

考えてございます。

では、次に、4ページをごらんください。

ここからが現行の管理経営計画の実績でございますが、大きな柱ごとに3項目で整理をさせていただきます。

内容については、もう先ほどミニ白書のほうで相当御説明をさせていただきましたので、時間の関係上多くを割愛させていただければと思いますが、4ページの右側、重視すべき機能に応じて公益林として管理経営をまいりました。

間伐・主伐後の再生林等を積極的に推進してまいりました。また、原始的な森林生態系の保全・管理、野生鳥獣の個体数調整等生物多様性保全への貢献等にも努めてまいりました。

災害が頻発する中、治山事業を計画的に実施してまいりました。

以上が公益重視の管理経営の一層の推進に関するこの5年間の実績でございます。

続いて、5ページをごらんください。

まず、上側が森林・林業再生に向けた貢献ということで、民・国連携した施業ということで森林共同施業団地の現況であるとか、低コスト化という観点で一貫作業の状況、あるいは、国産材の安定供給ということで国有林からの素材供給量の推移と改めて掲載をさせていただいておりますが、民有林と連携した施業であるとか、低コスト化に向けた技術開発、あるいは、民有林への経営支援、こういったものに積極的に取り組んできたところでございます。

国有林材は国産材の供給量の2割を占めておりますが、その安定的な供給を通じて地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化してまいりました。

5ページの一番下のところ、「国民の森」としての管理経営、地域振興への寄与でございますが、国民の財産であるということで開かれた管理経営に努めてまいりました。また、地域への貢献ということで、東日本大震災からの復旧・復興にも積極的に取り組んできたところでございます。

以上がこの5年間の実績として整理をさせていただいたものでございます。

続いて、今後、では、どのような基本計画を次期基本計画において策定するのかということについて、6ページ以降で説明をさせていただきます。

まず、公益重視の管理経営という観点から、左側に主な論点、そして、それを受けて右側に方向性ということで整理をさせていただいておりますが、まず、主な論点として、この5年間どのような状況変化があったかということでございますが、1つは、28年5月に森林・林業基本計画の変更がございました。国産材の安定供給体制の構築と木材需要の拡大というのを車

の両輪として施策を推進していこうということが改めて方向づけされたわけです。

それから、九州北部豪雨、この30年になってからも西日本豪雨であるとか、あるいは、先の北海道の地震等自然災害が頻発しております。そうした中で今後の対策をどのようにしていくのかということも重要かと思えます。

地球温暖化の観点からは、気候変動枠組条約のパリ協定が採択をされておりますし、生物多様性保全の観点からは、生物多様性の保全と持続可能な利用というのを両立させていこうとするカンクン宣言も採択をされているところでございます。

こうした社会情勢の変化を踏まえまして、今後、どうしていくかということですが、人工林の半数が主伐期を迎える中で、森林の取り扱いをどのようにしていくのか、災害対応をどうするのか、温暖化対策あるいは生物多様性の保全についてどう取り組んでいくのかということが重要かと思えます。

具体的に次期計画の中での対応方向でございますけれども、我々としては、一般会計化の際に機能類型区分の見直しをさせていただいたわけですが、その考え方自体はしっかりと堅持をして、公益林として管理経営を推進していこうと、そういったことを改めて書いていきたいなというふうに考えています。

それから、2ポツ目ですが、森林・林業基本計画踏まえた森林の取り扱い方向ということで、やはり主伐期を迎えた森林については、若返りであるとか、多様な育成段階からなる森林への誘導、あるいは、複層林化の推進という観点から適切に主伐をし、再造林をしていこうと、循環利用を進めていこう、さらには、鳥獣被害対策を一層推進していこう、そういったことを書く必要があるのかなと、位置づけていく必要があるのかなと。

それから、路網整備のあり方については、漫然と路網整備を進めていくのではなく、自然条件、社会条件を見ながら投資効果の高いところ、そういったところに重点的に路網整備を進めていくと、そういったことを明確にしていくべきではないかということを考えております。

それから、総合的な流木対策の推進、温暖化対策計画あるいは適応計画、これを踏まえた森林整備保全の方向性、さらには、人工林が主伐期を迎える中で溪畔林の取り扱いなど生物多様性保全に向けた森林施業上の配慮、現場レベルでどのように配慮していくのか、こういったことを記述していけばどうかということを考えているところでございます。

続いて、7ページをごらんください。

林業の成長産業化に向けた貢献という観点からは、主な論点として、何といたっても森林経営管理法が先般成立をしたところでございます。新たな森林管理システムの導入が決定したとい

うことが大きな状況変化として挙げられます。

今後取り組むべき事項としては、成長産業化への貢献、この新たなシステムの円滑な導入への貢献、それから、新たな木材需要の拡大、生産性の向上等が取り組むべき事項ではないかと考えておまして、次期計画案での対応方向といたしましては、林業成長産業化に向けた技術開発実証と普及ということで、やはり、多様な森林とまとまりのあるフィールドを有する国有林の特質を生かして、低コスト造林であるとか、ICTの活用であるとか、複層林への誘導であるとか、そういったことについてしっかりと技術開発をし、実証し、普及をしていくということ位置づけるべきではないかと考えております。

それから、意欲と能力のある林業経営者の育成、支援ということが非常に重要でございまして、法律の中でもこの意欲、能力のある経営者の受注機会の確保等が盛り込まれているところでございますが、そういったことをしっかり後押ししていくための施策の方向性、あるいは、事業者のニーズを踏まえた技術の普及・育成策、こういったことについても記述をしていくべきではないかというふうに考えております。

さらには、市町村林務行政に対する技術的支援ということで、これまでもフォレスターの育成を通じて市町村行政への支援に努めてきたところですが、引き続きそうしたことを推進していくとともに、私ども、やはりこのまとまった760万ヘクタールの森林を公的主体として管理するノウハウを持っているわけでございますので、今後、責任がますます重くなる市町村に対してもその公的管理のノウハウというのを普及していくと、そういったことも記述していくことが必要ではないかということを考えております。

7ページの右下のところに点線で記述がございまして。実は、これまで林政審でも何度か情報提供させていただきましたが、長期・大ロットで国有林の立木の伐採・販売を行う新たな制度について現在検討作業を進めているところですが、これ自体は次期通常国会に向けて検討を行っているということで、なかなかまだ検討内容がスケジュール的にも確定しているものではございませんので、今回策定する管理経営基本計画には位置づけないということとさせていただいて、来年、法案が成立した後にその内容に応じて、必要があればこの管理経営基本計画の扱いについて改めて検討させていただければというふうに考えております。

それでは、最後8ページをごらんください。

国民の森としての管理経営、地域振興であります。

こちらについては、主な論点として、この5年間の状況変化として、やはり、訪日外国人旅行者の方の数が非常に大きく増えてきているというのがございます。平成25年は1,000万人で

したが、平成29年には2,900万人にまで増えています。東日本大震災からの復旧・復興というのも一定程度、まだまだ復興は完成しておりませんが、一定程度進んできたということがあります。

今後取り組むべき事項としては、国有林野の観光資源としての活用の推進、あるいは、被災地の復旧・復興への貢献、引き続きこれはしっかりやるということです。

次期基本計画での対応方向といたしまして、私どもで選定させていただいた「日本美しい森お薦め国有林」、これを踏まえてさらに情報発信や重点的な環境整備というのを進めていく必要があるかと思っております。

観光資源としての活用の推進が期待されるレクリエーションの森の重点的な磨き上げ、具体的に言うところのことかと思えます。

それから、東日本の関係では、避難指示解除等を踏まえた森林整備や海岸防災林の再生を引き続き推進していくと、こういったことを記載する方向で検討していけばどうかと考えているところがございます。

雑駁でございますが、説明は以上です。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それで、この件につきましては、先ほど議題3で審議をいたしました管理経営に関する基本計画の実施状況のところまで5年間のものがありました。次年度から新しい期に入るということで今回作成するということになります。

それで、3ページ見ていただきますと、スケジュールのところにありますように、本日の審議会で策定の方向ということで、10月に内容について、策定案について検討を行うということで、その後、パブコメがあって、12月の審議会で諮問・答申と、そういうことでございます。

ということで、本日はこれから御意見、御質問をいただくわけですが、方針について、先ほどもう既に幾つか御意見いただいたところもあるのですが、6ページ、7ページ、8ページあたりのところについて、項目について、こういうことがあったほうがいいのかとか、これはどうだと、そういうことについて御意見、御質問をいただきたいと思いますが、どなたからでも結構です。

横山委員、お願いします。

○横山委員 横山です。うまくつくっていただければと思うのですが、国有林の公益重視の6ページの主な論点と次期計画案での対応方向のところについての、これはお願いという

か、リクエストですけれども、気候変動の話が1つうたっていて、先ほどの実施状況のレポートを拝見すると対策に力点が置かれていて、これは木材生産のような活動とリンクさせやすいから、それから、量的なカウントがしやすいことから来ていると思うのですけれども、もう一つ、適応策への留意という点が先ほどの実施状況のレポートではちょっと弱いなと感じたところがあるのですね。特に、生態系サービスの維持・向上の側面からの計画事項というのを少し増やす必要があるのではないかと感じています。

これは資源管理というよりもインフラの整備的な性格が大変強いのではないかと思いますので、気候変動の話というのを、防止対策だけではなく、もう少し適応策を生態系サービスの側面から見るみたいなことについて研究したらいいのではないかなというのが1点です。

それから、もう一つは、その下に生物多様性の保全の推進というのが並んでいるのですけれども、今の話と恐らくセットで考えるべきものなのではないかと思ひまして、縦割りでそれぞれ、温暖化についてはこれやります、多様性はこれやりますというふうに縦割りにするのではなくて、森という環境の国民共有の財産としての質と量の確保のさせ方を、この2つを同時に満足するような施策として組み立てていくという、それが多分国有林が7局に分かれ、100署に分かれてそれぞれを管理している場合は1つなので、ここを縦割りで考えるのではなく、横割りにしていく方法に今回の計画から少し工夫ができればと思うのですが、いかがでしょうか。以上です。

○鮫島会長 大変本質的で突っ込んだ御意見かと思いますが、ちょっと時間があるので簡単にお答えいただいて、もう検討するという、それも形でお答えいただきたいと思いますが。

○吉村経営企画課長 御意見、ありがとうございます。

まさに環境がどのように変化しても森林が健全な状態で維持されているということが非常に重要であると思っております、そういう健全な状態の森林を維持し続けることが、横山さんがおっしゃった生態系サービスの質の向上にもつながっていくのかなと思っております。

さらに、その森林というのは、どれか一つの機能ということではなく、一つの森林に重層的に機能を発揮するわけですし、また、サービスを受ける側からしても重層的なサービスの発揮というのを期待しているわけですので、抽象的な話になりますが、できるだけ森林を総合的に捉えた中でこの新しい計画にどのように書いていくのかということは検討させていただければと思います。

また、国有林ならではの、やはり、大胆なチャレンジというのも、先ほど技術開発のところでも申し上げましたけれども、特にテーマを絞ったフィールドを設けて、そこで集中的に何か

のテーマに取り組んでいくということについても、これは研究させていただければなというふうに思っております。

○鮫島会長 よろしく願いいたします。

ほかに御意見は、松浦委員、お願いします。

○松浦委員 松浦です。直接ここの管理経営基本計画に関係するかちょっとよくわからないのですが、平成25年12月の策定以降の状況変化としては、もう一つ国連が定めたSDGsというのがあるのですけれども、それが17項目で結構林野庁の施策にもかかわってくるというようなことで、国有林を通して今までの経営の方法とか手法、あと技術開発のやり方、こういったものがSDGsにどういうふうに関与できるかというようなところをコメントいただきたいのと、その中でどういうふうにかかわっていくことができるのかというようなことを少し触れただけであればというふうを考えるのですが、いかがでしょうか。

○鮫島会長 コメントいただきたいと思います。

○吉村経営企画課長 御意見ありがとうございます。

我々もまさに国民共通の財産である国有林の機能を持続的に将来にわたって発揮させていくために経済的意味も持たせながらどういうふうに管理経営をしていけばいいのかということで取り組んできたところでございますし、これからも取り組んでまいります。

今、御指摘いただいたSDGsとの概念的な調整というのはあるかと思いますが、いずれにせよ、その趣旨を盛り込んだ管理経営基本計画ができるかどうかですね、多分できるのだろうと思いますけれども、これから十分研究させていただければと思います。

○鮫島会長 SDGsは小学校の教科書にも出ているということなので、相当意識はされたほうがいいのかもしいかなですね。

では、船曳委員で、これで終わりにしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

では、よろしく願いいたします。

○船曳委員 船曳です。2つございまして、1つは、5ページの国有林の技術開発を民有林にも普及させると、そういう役割があるというお話がありまして、実は、先日、原木市を拝見しまして、原木市の売り買いの仕方というのは、目視といいますか、非常に、かなり初歩段階の技術でいまだに賄われていると、そうなりますと、いわゆる目ききという方々のお人がどんどん、どんどん減っていつている中で、原木も社会的・経済的な価値が正しく判断されないで流通しますと、結局流通コストが増して、最後の市場のところ非常に高いものになる、リスクをそこにかぶせるということになりますと、これはなかなか永続的に経済性として回らないの

ではないかということで、ぜひ、国有林において、もっと新しい、AIとか、ITを活用した、機械を導入されて、そこで、国有林の中でそれを示して、民有の製材業者の方々にも導入していただくような、そういう施策をとっていただけたら、していच्छゃると思うのですが、一層の予算措置をそこに割いていただけないかというのが願いと。

もう一つは8ページで、これは小さいことですが、ブローニュの森、フランスの、パリの、あそこで今年22万ユーロかけて昔の印象派の画家たちが絵にかいた景観をもう一回つくり直そうという動きがあるのですね。

これは、8ページのところで、訪日外国人だけでなく、日本の方々もそうだと思うのですが、国有林の中だけではなくて、できましたら、例えば、国交省と御相談いただいて、国道で、東海道で、先ほど抵抗性クロマツという話もありましたので、その東海道の景観を取り戻すとか、そういった視点も、非常に小さいことかもしれないけれども、他省と御協力していただいて、林野庁の知見を、ぜひ、もっとインバウンドにも活用できるような方法にめどをつけていただけたらと思います。これは希望でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございます。

大変示唆に富む御意見だと思いますし、最初の部分は、やっぱり、大学とか森林総研と国有林のコラボかなというふうにちょっと思ったりした次第。

それから、2番目のことは、やはり、林野だけじゃなくてほかの機関、省庁との連携ということで、森林をいかに美しく見せるか、そういうことかなと思いますけれども、ぜひ、その辺について進めていただきたいのですが、簡単にコメントいただきたいと思います。

○吉村経営企画課長 いただいた御意見を含めて、それをどう実現するかということで検討させていただければと思います。前段のところについては、既に大学とか研究機関とも連携しながらICT林業の実現に向けたさまざまな実証であるとか、もろもろの取組もさせていただいておりますので、しっかりと予算も確保しながらということになりますが、そうした取組を進めていきたいなと思います。

それから、国有林というのは地域における景観の構成要素としても非常に重要な位置づけを占めていると思いますので、現場、現場で関係機関、地域の声を十分聞きながら、私どもとしてやるべきことをやっていくと、そういう姿勢で臨んでいければと思います。

○鮫島会長 かなり時間がもう押しておりますので、一応意見聴取はここまでにしたいと思うんですが、この件に関しましては、次回の審議会、それから、その次、次回が中心になると思うんですが、そこで審議いたしますので、何かお気づきのことがあったら事務局のほうに御意

見というか、こんな項目出して考えたらどうでしょうという意見を出していただいたほうがいいのかなというふうに思いますので、そういう形で対応させていただければなというふうに思います。

それでは、この件につきましては、次回の審議会で事務局から策定草案が出てまいりますので、その時点でまた審議を深めていくということをお願いしたいと思います。

それでは、議題5、その他として、まず、未来投資戦略2018等を踏まえた今後の検討について、こちらについて事務局から御説明いただきたいと思います。

○吉村経営企画課長 またまた経営企画課長の吉村から説明をさせていただきます。

資料については5をごらんください。5本体と、その後ろに参考がございまして、合計2ページになっているわけでございますけれども、まず、参考のほうからごらんいただければと思います。

国有林について、これまで未来投資戦略に基づいて新たな制度をとということで御説明をまいりましたが、改めまして、本年6月15日に閣議決定をいたしました未来投資戦略2018の林業関係の全体像をここで御紹介をさせていただきます。

林業改革という大きなパートの中で、①番、原木生産の集積・拡大、②番、スマート林業の推進、③番、生産流通構造の改革、④番、木材需要の拡大、⑤番、研究開発の推進と、非常に総合的に林業をしっかりと改革していこうということで記述がなされているわけでございます。

この中で、③番、生産流通構造の改革でありますけれども、国産材の生産流通構造改革をいかにより強力に進めるということで、4つの項目がございます。その4つ目に、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備するという記述がございます。

いわば、林業全体の生産流通構造改革を進めていく中での一つのパーツとして、国有林においてもこのような取組を進めていくべきだということでございます。

それで、1枚目に戻っていただきまして、今、申し上げたような状況で、私ども、今、鋭意どういう新たな制度があるのかということを中心に内部で検討しているところでございます。今後、この検討を着実に進めていくに当たり、やはり、国民の皆様から見える形で、いわば、オープンな形で御議論いただくということが非常に重要なことと思っておりますので、この林政審議会に情報提供させていただいて、委員の皆様からの御意見も伺いながら検討進めていければというふうに考えております。

その際、勝手に言って申しわけないのですけれども、次期通常国会まで、実は、ほとんど時間がございませんので、短期間で検討を進めていく必要がございますので、この林政審議会に常設されている施策部会において集中的に御意見をいただければと、そして、その結果を林政審議会本審に報告させていただければと、このような提案でございます。

当面のスケジュールといたしまして、本日、この本審でこの趣旨を説明させていただきました。今後、10月に本審が開かれる際に、恐縮ですけれども、施策部会の委員の方々にはその後引き続き施策部会ということでこの新たな仕組みについて御議論いただければと、それから、さらに11月、これは白書の施策部会がございますので、白書が終わった後、こちらについて取り上げていただければということです。そして、12月の林政審、本審の場において最終的に報告という形をとらせていただければというお願いでございます。

以上です。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

ということで、未来投資戦略2018を受けて国有林における長期・大ロットの立木伐採・販売ということですね、これに関する法律案を来年度の国会に出すということで、その対応ということで審議会でもそれに向けた意見をお伺いするということですね。諮問・答申ではございませんけれども、意見をいただくということで、検討、審議をしていくということではないかと思えます。

スケジュールを見ますと、12月までということで、実は、もう既に事業計画、基本計画、そして、3つということで大変忙しい秋になるということでございます。

特に土屋委員には全てにかかわっていただくことですし、それから、白書もございまして、大変ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひますし、それから、あと、本件に関する審議というのは施策部会で進めていくということで、施策部会の委員の方々にも大変御負担をおかけすることになりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

本件に関しまして何か御意見、御質問ございましたら受けませんが、これはこれから検討ということでございます。

田中委員、お願ひします。

○田中（信）委員 10月は日程ほとんど決まっておりますが、11月、12月、いろいろ忙しい時期になるので、できましたら早目に日程調整をしていただひいて、できるものなら動かしますし、すみませんが、日程調整早目にお願ひします。

○鮫島会長 そのとおるかと思ひますね。

事務局も、ぜひ、よろしく申し上げます。

○吉村経営企画課長 しっかりと前倒しで日程調整させていただきます。

○鮫島会長 あと、それぞれに関係することであるので、やはり、その間の内容的な整合性というのもきっちりとりながら進めていただきたいと思いますのですが、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

土屋委員、お願いします。

○土屋委員 これまで林政審議会でこういう重要な付託についてはちゃんと議論したほうがいいということを申し上げてきたので、今回、国有林のかなり重要な方針の改革について、ちゃんとこういうふうに議論するのはいいことだと思うのですね。それが、施策部会がよかったのかどうかというのはいろいろあると思いますが、これは我々としては誠意をもって取り組みたいと思うのですが、ちょっとこれができるのかどうかわからないのですけれども、本審では議論ができないから施策部会というのはわかるのですが、例えば、本審の委員で特に興味をお持ちの方がオブザーバーのような形で施策部会に参加することができないのかどうか。

つまり、少しこれは異例の形だと思うのですけれども、そういうことも少し御検討いただけないかと思っております。なるべく全体で議論するというのを進めたいという意味です。

○鮫島会長 オブザーバーとして私も施策部会何度も出させていただいているので、多分、本審の委員も参加することは可能だと思うのですが、そこで意見を言うというのはどうかなとちょっと思います。

むしろ、そこでは意見言いたいことはメモに残して事務局にお届けして考慮いただくような形じゃないと何となく委員会がばらけてしまうような気もするのですけれども、いかがでしょうか、事務局のほうからお答えいただきたいと思います。

○吉村経営企画課長 規定上、どういう整理ができるかというのはあるかと思うのですけれども、今、やはり、会長がおっしゃったみたいに、施策部会は施策部会として固定されたものがございますので、基本はその枠組みを守らせていただきながら、他方で、いろいろ御関心のあ委員の御意見をどういう形で把握することができるのか、何か応用動作があるのか、ないのかも含めてそういう検討をさせていただければなと思います。

○鮫島会長 ほかにございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

横山委員。

○横山委員 すみません、手短かに教えていただきたいのですが、資料の③番のなお書きのどこ

るの意味がわからないのですけれども、なお書きのPFIという、これが出てくる理由と、それから、その次の、特に、効果的かつ必要な場合というのはどういうことを想定しているのか、これをちょっと教えていただきたいと思います。

○吉村経営企画課長 なお書きは、いわゆる公共施設と運営権制度、PFIにより空港であるとか、水道であるとか、さまざまな事業が行われておりますが、そちらのほうの世界についての記述です。

何でなお書きかということですが、基本的にはこの森林・林業関係の制度の中で新たな仕組みをつくっていこうというのが前提の考え方としてございます。

ただし、やっぱり、初めての挑戦ですので、それが仮にうまくいきそうにないのであれば、あるいは、もっと既存の公共施設と運営権制度の中でやったほうが効果的なのであれば、そちらのほうの制度の見直しというのもあわせて検討していこうということでこういう記述がなされています。

ただ、現時点においては、この森林・林業関係の制度の中で何とかやっていけるのではないかなど、最終的に法案というのは閣議決定を経て国会に出さなければいけませんので、それまでの過程で何があるかわかりませんが、今、事務方としては、我々の森林・林業の制度の中でこうしたことを位置づけていくということを前提に鋭意作業を進めています。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

私、今、いろんなもの、やはり、並行して動いているので、その間の整合性をきちっととって、何か変な自己矛盾が発生しないように、特に、基本計画というのはすごく大事だと思っているので、基本計画というのがやっぱり大所高所から全体を覆っているわけなので、そのことを踏まえてこちらの未来投資戦略への対応というのも考えていただければいいなというふうに思っています。

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今後ということですが、施策部会の委員の方々、よろしく願い申し上げます。

それでは、その他の2番ということになるのでしょうか。平成31年度林野庁予算概算要求の概要について事務局から説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○森田林政課長 林政課長の森田でございます。

私のほうからも簡単にポイントだけ御説明させていただきますけれども、資料6をごらんく

ださい。

平成31年度林野庁概算要求の概要についてというものでございます。

2 ページ目で概算要求の概要の総括表がつけてございますけれども、ここの一般公共事業費というところの治山事業費、森林整備事業費でございますけれども、一番右の対前年度比ということで122%ということで、治山事業については729億円、森林整備事業については1,468億円ということで、林野の関係、一番下の合計のところでございますけれども、3,452億円ということで、夏の概算要求でございますけれども、しっかりこういった形でこれから秋、頑張っていきたいというふうに思っております。

中身については、次の重点事項というところで説明させていただきますけれども、一番上のところに書いてありますが、林業の成長産業化と生産流通構造改革の推進ということで、こういったことを進めていくための予算ということで要求させていただいております。

新たな森林管理システムと森林環境税が創設されるということで、31年度林業の成長産業化、こういったことに向けてしっかりやっていくというための予算で頑張っていきたいということです。

①のところの林業成長産業化総合対策ということで、非公共関係の大きなものがここにまとめてあるという感じでございます。

アの林業・木材産業成長産業化促進対策ということで、出荷ロットの大規模化ですとか、高性能林業機械の導入とか路網整備とか、そういった予算をここで入れております。

そして、スマート林業の促進ですとか、ウのところではサプライチェーンの構築によって川上から川下に向けたマッチングの取組を支援するような木材需要の拡大、生産流通構造改革促進対策ですとか、次の②、先ほど御説明しました森林整備事業、そして、次のページに行きまして、豪雨災害など激甚化する災害に対応していくということで治山事業、あとは、農・林・水共通の公共事業の農山漁村地域整備交付金、そして、⑤の「緑の人づくり」総合支援対策、あとは、花粉とかシカの対策とか、レクリエーションの森を進めていくための対策とか、こういったものを31年度ということで概算要求、これからしっかり頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

以上でございます。

○鮫島会長 御説明ありがとうございました。

前年度に比べても、概算要求に比べて大幅増ということでございますが、あと、来年度からは、これは林野庁の予算ということではなくなるのかもしれないのですが、森林環境譲

与税の分もこれ以外にあるということでございますね。

何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中（信）委員 森林環境税であったり、森林環境譲与税が出てくるわけですがけれども、林野庁としてきっちりこれまでの予算はとっていただきたい。そっちのほうに持っていかれることないように頑張っていたいただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○鮫島会長 よろしくをお願いします。

ほかに何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

もうちょっと詳しい内容を見ないと、というところもあるのかもしれないですが、よろしいでしょうか。

あと、まだこれは要求の段階ですので、結果を見ないとわからないというところもあるんですけども、ぜひ、頑張っていたきたいと思います。

そうしましたら、以上をもちまして本日の議題は全て終了ということになりますので、本日の林政審議会を閉会させていただきたいと思います。

委員の皆様方には大変長時間にわたり熱心な御審議をいただき、まことにありがとうございます。

なお、次回の審議会につきましては、後日、事務局より連絡をいたしますので、委員の皆様方には出席のほどお願い申し上げます。

また、先ほど田中委員のほうからも御指摘ありましたように、これから毎月、施策部会を含めると毎月年末までございますので、ぜひ、日程のほうを早目に調整していただきたいしたいと思います。

それでは、本日はお忙しい中御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

以上をもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございます。

午後4時00分 閉会